

宮城県の農林漁家民泊の取扱いについて

～グリーン・ツーリズムによる農山漁村の活性化～

宮城県では、グリーン・ツーリズムによる農山漁村の活性化のため、農林漁業体験を伴う農林漁家民泊や民宿の利用拡大を図ることとしております。

県としては、農林漁家民宿の開業を支援するとともに、震災復興等に係る当面の運用として学校行事以外の農林漁家民泊希望者への利用範囲を拡大することとしました。

「農林漁家民泊」と「農林漁家民宿」について

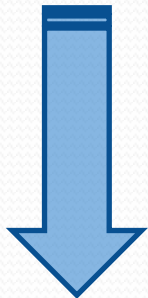
■みやぎの農林漁家民泊

農林漁業体験を伴い、農林漁家の生活体験として農林漁家に泊まることです。

民泊は、民宿等の営業許可は不要です。

■農林漁家民宿

旅館業法における営業許可が必要ですが、農林漁業者が営む場合において、様々な規制緩和があります。民宿の宿泊者に制限はありません。



加美町 民泊受入



南三陸町 農業体験



丸森町 援農ボランティア

【今回の見直し(当面の運用)】

宮城県における農林漁家民泊の受入対象の取扱い

〔これまで〕

国内の学校※による教育旅行のみ

※ 学校教育法第1条における学校。
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、
特別支援学校、大学、高等専門学校



〔当面の運用〕

海外からの教育旅行 など

但し、学校行事以外の農林漁家民泊希望者の受入ができるのは、市町村が受入決定等に関与する場合としています。

【農林漁業体験を伴う農林漁家への民泊を行う際のポイント】

協議会 設立

- 受入をする市町村等は農林漁家民泊を実施する組織(協議会)を設置することが必要。

受入 (協議会 の業務)

- 受入契約・調整
- 対価の設定
- 農家等への指導 など

留意 事項

- 体験を伴う民泊の受入であること。
- 傷害保険に加入するなど、安全対策に万全を期すこと。

■ 農林漁家民泊等の推進

担当課：農村振興課

グリーン・ツーリズム推進において、農林漁家民泊や農林漁家民宿の拡大を図っています。

- 1 「体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針」
(平成15年12月9日付けむら推第203号通知, 平成19年9月21日付け農村第315号通知)
- 2 「農家等民泊の手引き」(平成26年1月改訂)
- 3 「農林漁家民宿開業アドバイスブック」(平成26年3月改訂)
- 4 農林漁家民宿の開業などグリーン・ツーリズム相談窓口
各地方振興事務所(農業振興部・農林振興部)

関係資料の県HPアドレス

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/gt-index.html>

■ 教育旅行の推進

担当課：観光課

県内への教育旅行を推進しています。

- 1 宮城県教育旅行ガイドブックの県HPアドレス
<http://www.pref.miyagi.jp/kankou/kyoiku/html/index.html>

■ 民宿に関する営業許可

担当課：食と暮らしの安全推進課

民宿の開業には旅館業法による営業許可の取得が必要です。

- 1 旅館業法に関する県HPアドレス
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/ryokan0.html>



大崎市 民泊退村式



みやぎグリーン・ツーリズム活性化
フォーラム (H27.6.1)